

廃棄物

産業廃棄物

工場や事業場などの事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法律で定める20種類と、輸入された廃棄物

- 1. 燃え殻 2. 汚泥 3. 廃油 4. 廃酸 5. 廃アルカリ
 - 6. 廃プラスチック類 7. 紙くず 8. 木くず 9. 繊維くず
 - 10. 動植物性残さ 11. 動物系固形不要物 12. ゴムくず 13. 金属くず
 - 14. ガラスくず、コンクリートくず（16を除く）及び陶磁器くず 15. 銻さい
 - 16. がれき類（工作物の新築・改築・除去に伴って生ずるコンクリートの破片等）
 - 17. 動物のふん尿 18. 動物の死体 19. ばいじん
 - 20. 「1～19又は21」を処理したもので「1～19」に該当しないもの
 - 21. 輸入された廃棄物
- ※7, 8, 9, 10, 11, 17, 18は、排出される業種が限定されています（業種指定）。

- ・石綿含有産業廃棄物(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの)
- ・水銀使用製品産業廃棄物(水銀使用製品(水銀又はその北海道の化合物が使用されている製品)が産業廃棄物となったものであって環境省令で定めるもの)
- ・水銀含有ばいじん等(水銀又はその化合物が含まれているばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ又は銻さいであって、水銀又はその化合物中の水銀を

特別管理産業廃棄物

爆発性、毒性、その他の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがある性状を有する産業廃棄物(国内で発生したものは排出事業者の限定がある)

- 1. 燃焼しやすい廃油 2. 廃酸(pH2.0以下) 3. 廃アルカリ(pH12.5以上)
- 4. 感染性産業廃棄物 5. 特定有害産業廃棄物など

一般般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物

家庭生活に伴って生じた廃棄物
事業系一般廃棄物(事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物に該当しないもの)

特別管理一般廃棄物

爆発性、毒性、その他の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがある性状を有する一般廃棄物